

# 令和6年度事務事業評価シート（令和5年度実施事業） 環境部（環境経済部）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和5年度			令和6年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
1	環境政策推進事業	環境政策課	環境施策に関する事項の審議結果が環境行政の運営に反映されている。	環境審議会において環境政策に関する審議を行うため、委員の委嘱、会議の運営等を行う。	環境審議会を3回開催し、会議を適切かつ効率的に運営しました。また、第2次環境基本計画の総合評価を行ったほか、第3次環境基本計画の策定事務を行いました。	妥当性	A	環境審議会は、環境基本法第44条、地方自治法第138条の4及び四街道市環境審議会条例に、環境基本計画は四街道市環境基本条例第8条にそれぞれ位置付けられており、実施すべき事業です。	現行どおり	環境審議会を適切、効率的に運営します。第3次環境基本計画の進行管理を着実に進めます。
						有効性	A	環境審議会での環境施策に関する重要事項の調査審議や、環境基本計画の着実な進行管理により、適切な環境行政の運営に寄与しています。		
						効率性	A	重要事項の調査審議に当たり、いつでも環境審議会へ諮問できる体制を整えていることにより、緊急性を要する案件にすぐに対応できます。また、環境基本計画に基づき計画的に施策を実行しています。		
2	環境衛生推進事業	環境政策課	四街道駅周辺をはじめとした市内全域が清潔できれいなまちになり、市民が快適に生活している。	市民が快適に生活できる清潔できれいなまちづくりを推進するため、環境美化推進重点地区の見回りや駅前公衆トイレの衛生管理、環境美化表彰などを実施する。	市民が快適に生活できる清潔できれいなまちづくりを推進するため、美化推進重点地区の見回りや駅前公衆トイレの衛生管理、環境美化表彰などを実施しました。	妥当性	A	四街道市まちをきれいにする条例における、市民が快適に生活できる清潔できれいなまちづくりを推進するために必要な事業です。	現行どおり	美化推進重点地区を中心に市内の環境美化に関する施策を推進します。
						有効性	A	事業を推進することで、四街道駅周辺をはじめ市内の環境美化に寄与しています。		
						効率性	A	市内の環境美化を進める個人や団体の活動が広がっており、行政との連携が進んでいます。		
3	食品衛生事業	環境政策課	市民及び事業者に食中毒防止の啓発を行うとともに、食中毒注意報及び食中毒警報の発令時はすばやく、注意喚起を行うことで市民が食の安全を確保できている。	県と連携し食中毒注意報及び食中毒警報発令時の各関係機関への周知を行う。	食中毒注意報及び食中毒警報発令時に各関係機関への周知を行いました。	妥当性	A	管内保健所と連携し食中毒の発生を防止する必要があります。	現行どおり	食中毒注意報及び食中毒警報発令時に各関係機関への周知を行います。
						有効性	A	市内の状況を把握している市が県と連携することで、適切な状況判断が可能となります。		
						効率性	A	食中毒注意報及び食中毒警報の発令は県の権限となりますが、市が連携することで適切な状況判断が可能となり、市民の食の安全を確保することにつながっています。		

# 令和6年度事務事業評価シート（令和5年度実施事業） 環境部（環境経済部）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和5年度			令和6年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
4	畜犬事業	環境政策課	狂犬病の予防及び人と動物が共生できる社会が形成されている。	狂犬病予防法に基づく飼い犬の適正飼育の一環として、登録鑑札の交付、狂犬病予防注射済票の交付、集合狂犬病予防注射を実施する。	犬の登録に関する事務、狂犬病予防注射済票の交付、集合狂犬病予防注射を実施しました。	妥当性	A	犬の登録や狂犬病予防注射に関する事業は、狂犬病予防法に基づき実施するものです。	現行どおり	犬の登録に関する事務、狂犬病予防注射済票の交付、集合狂犬病予防注射を実施します。
						有効性	A	狂犬病発症を防止するとともに、飼い犬の適正飼育につながっています。		
						効率性	A	集合狂犬病予防注射を実施し注射機会を拡大したほか、狂犬病予防注射未登録者に対し登録についての督促はがきを送付し、注射実施率を向上させています。		
5	飲用水衛生対策事業	環境政策課	水道法等に基づき水道施設が適正に管理されている。	水道施設の水質及び施設が適正に管理されるよう立入検査等による指導を行う。また適切な施設指導及び施設把握のため諸手続きの審査及び受理を行う。	水道施設の水質及び施設が適正に管理されるよう、立入検査等による指導を行いました。また、適切な施設指導及び施設把握のため諸手続きの審査及び受理を行いました。	妥当性	A	水道法第39条及び四街道市小規模水道条例第8条の規定による必須事業です。	現行どおり	水道施設の水質及び施設が適正に管理されるよう、立入検査等による指導を行います。また、適切な施設指導及び施設把握のため諸手続きの審査及び受理を行います。
						有効性	A	専用水道等及び小規模水道施設の適正管理につながっています。		
						効率性	A	計画的な立入検査等による指導を行っています。		
6	市営霊園管理運営事業	環境政策課	霊園の安定管理、安定運営により利用者が安心して使用している。	墓地の使用許可、使用料及び管理料の徴収等に係る事務、霊園の一時使用受付事務・園内の清掃・樹木の剪定・施設の保守等の管理運営について指定管理者である地元地区へ委託する事務、その他霊園施設設備の保守点検等を各種専門業者へ委託する事務を行う。	墓地の使用許可、使用料及び管理料の徴収等に係る事務、霊園の一時使用受付事務・園内の清掃・樹木の剪定・施設の保守等の管理運営について指定管理者である地元地区へ委託する事務、必要に応じて改修工事や施設設備の保守点検等を各種専門業者へ委託する事務を実施しました。	妥当性	A	墓地、埋葬等に関する法律並びに四街道市営霊園条例及び同条例施行規則に定められた霊園に係る業務です。	現行どおり	墓地の使用許可、使用料及び管理料の徴収等に係る事務、霊園の一時使用受付事務・園内の清掃・樹木の剪定・施設の保守等の管理運営について指定管理者である地元地区へ委託する事務、必要に応じて改修工事や施設設備の保守点検等を各種専門業者へ委託する事務を実施します。
						有効性	A	市営霊園の適正管理に寄与しています。		
						効率性	A	最適な方法で実施し効率的な運営につながっています。		

# 令和6年度事務事業評価シート（令和5年度実施事業） 環境部（環境経済部）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和5年度			令和6年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
7	墓地等管理事業	環境政策課	公衆衛生上支障なく適正な墓地の使用及び改葬ができています。	墓地、納骨堂、火葬場の経営の許可等の事務を行う。	墓地、納骨堂、火葬場の経営の許可等の事務を適正に行いました。	妥当性	A	墓地、埋葬等に関する法律第5条(改葬)及び第10条(経営許可等)並びに四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例に基づく必須事業です。	現行どおり	墓地、納骨堂、火葬場の経営の許可等の事務を適正に行います。
						有効性	A	適正な事務の実施により、墓地の使用及び改葬が支障なく実施されています。		
						効率性	A	許可等の相談に適切に対応することで、その後の許可等の事務を円滑に進めています。		
8	公害調査測定事業	環境政策課	生活環境が公害などで汚染されていないことを知り、市民が安心して生活している。	継続的な公害調査を行い、大気、河川などが汚染されていないことを確認する。	河川水質、大気環境(ダイオキシン類濃度測定)及び地下水水質の各調査を実施しました。	妥当性	A	環境基本条例第21条及びダイオキシン類から大気を守る条例第6条に基づき実施しています。	現行どおり	河川水質、大気環境(ダイオキシン類濃度測定)及び地下水水質の各調査を実施します。(令和6年度から、「No.9環境保全対策事業」の一部の事務を移管し、「No.10公害防止対策事業」と統合します。)
						有効性	A	市内の環境状況の継続的な把握が市民生活の安心につながっています。		
						効率性	A	毎年計画的に市内の環境状況を把握し、最適に実施しています。		
9	環境保全対策事業	環境政策課	環境への負荷を低減し、地球温暖化防止等の環境保全に資するため、脱炭素化に寄与する住宅用設備等設置者に補助金を交付することで普及が促進されている。野焼き行為、不法投棄等を防止し環境が保全されている。	市内の生活環境保全のため野焼き行為の指導、不法投棄及び残土等の埋め立て等の監視及び指導を行う。また、環境への負荷を低減し、地球温暖化防止等の環境保全に資するため、脱炭素化に寄与する住宅用設備等の普及促進に向け設置者に補助金を交付する。	環境パトロールにより野焼き行為等の監視及び指導を実施したほか、脱炭素化に寄与する住宅用設備等の普及のため補助金の交付を実施しました。また、補助金については交付要綱の見直しを行い、改善をしました。	妥当性	A	環境への負荷の低減、地球温暖化防止等の環境保全に資するため今後も継続して実施する必要があります。	現行どおり	環境パトロールにより野焼き行為等の監視及び指導を実施します。(令和6年度から、一部の事務を、新たな「ゼロカーボンシティ推進事業」と「No.8公害調査測定事業」に移管し、その他の事務を、「No.9環境保全対策事業」に統合します。)
						有効性	A	脱炭素化に寄与する住宅用設備等設置者に補助金を交付することで普及促進し、環境への負荷が低減されています。また、職員による野焼き行為の指導等により、市内の生活環境が保全されています。		
						効率性	A	脱炭素化に寄与する住宅用設備等設置者への補助金については県補助を活用し、実施しています。		

# 令和6年度事務事業評価シート（令和5年度実施事業） 環境部（環境経済部）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和5年度			令和6年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
10	公害防止対策事業	環境政策課	生活環境が保全されている。	自動車騒音の測定及び調査・苦情に対応するため測定機器の維持管理を行う。	自動車騒音測定評価及び騒音、振動等測定機器の維持管理を実施しました。	妥当性	A	騒音規制法第18条に基づき実施しています。	完了	令和6年度から「No.8公害調査測定事業」に統合して、自動車騒音測定評価及び騒音、振動等測定機器の維持管理を実施します。
						有効性	A	騒音、振動等の測定機器の維持管理を行い、調査・苦情に対応しています。		
						効率性	A	最適な方法で実施しています。		
11	合併処理浄化槽普及促進事業	環境政策課	高度処理型合併処理浄化槽を普及させることで、市民の生活環境の保全及び公衆衛生が向上している。	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止のため、し尿と雑排水を合わせて処理する高度処理型合併処理浄化槽を設置した者に対し、合併処理浄化槽設置整備促進事業補助金を交付する。	高度処理型合併処理浄化槽を転換設置した者に対し、合併処理浄化槽設置整備促進事業補助金を交付しました。	妥当性	A	国及び県の補助制度に基づく市の補助金支出事業です。	現行どおり	高度処理型合併処理浄化槽を転換設置した者に対し、合併処理浄化槽設置整備促進事業補助金を交付します。
						有効性	A	高度処理型合併処理浄化槽を普及促進させることで、市民の生活環境を保全し、公衆衛生が向上しています。		
						効率性	A	市の補助金支出に係る国や県の補助制度が確立されています。		
12	地下水汚染防止対策事業	環境政策課	地下水汚染対策事業を実施し、汚染状況の把握及び汚染除去作業を行い、市民が安心して生活している。	観測井戸による水質などの監視及び汚染地下水の浄化作業を行うなど、地下水汚染対策を講ずるとともに、汚染井戸の水質調査を継続する。	地下水汚染機構解明調査、汚染井戸水質調査等を実施しました。	妥当性	A	地下水汚染防止対策として観測井戸及び汚染井戸の水質調査並びに曝気処理を行い汚染の拡散を防止するための事業であり、継続して実施する必要があります。	現行どおり	物井地区の調査に加え、大日地区の汚染機構解明調査等を実施します。
						有効性	A	地下水汚染防止対策として観測井戸及び汚染井戸の水質調査並びに曝気処理を行い汚染の拡散を防止するために実施しています。		
						効率性	A	県と連携のうえ計画的に事業を実施しています。		

# 令和6年度事務事業評価シート（令和5年度実施事業） 環境部（環境経済部）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和5年度			令和6年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
13	自然環境対策事業	環境政策課	河川、湖沼の水環境の改善や治水対策に取り組むことにより、水質の悪化を防止し市民が安心して生活できる。また、ホタル自生地など優良自然地の保全を行う。	印旛沼流域水循環健全化会議の活動において河川清掃等を実施する。また、ホタル自生地保護のため、ホタル自生地の土地の借上げを行う。	印旛沼流域水循環健全化会議の活動において河川清掃等を実施しました。また、ホタル自生地の土地の借上げを行いました。	妥当性	A	印旛沼流域市町等が一体となって印旛沼浄化対策に取り組んでおり、本市としても流域自治体として継続的に実施する必要があります。	一部改善	ホタル自生地保護のため、ホタル自生地の土地の借上げを行います。また、市と市民団体等で連携して自然環境保全の取組みを推進するほか、市内の生物多様性保全のための外来生物対策を実施します。
						有効性	B	自然環境の保全を行うことにより、市民が暮らしやすい生活環境となっていますが、外来生物対策をさらに推進することで、生物多様性を保全・回復する必要があります。		
						効率性	B	市職員と市民団体等の協力により実施していますが、今後さらに連携して自然に親しむ機会を創出することで、環境保全活動の輪の拡大につなげていく必要があります。		
14	宅配ボックス購入支援事業	環境政策課	ゼロカーボンシティ宣言の下、二酸化炭素排出量実質ゼロの地域社会の実現に向け、再配達に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、宅配ボックス設置者に対し補助金を交付することで普及促進されている。	ゼロカーボンシティ宣言の下、二酸化炭素排出量実質ゼロの地域社会の実現に向け、再配達に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、宅配ボックス設置者に対し補助金を交付する。	宅配ボックス設置の普及のため補助金の交付を実施しました。	妥当性	A	ゼロカーボンシティ宣言の下、二酸化炭素排出量実質ゼロの地域社会の実現に向け、実施する必要があります。	完了	令和6年度から、新たな「ゼロカーボンシティ推進事業」を設定して、宅配ボックス設置の普及のため補助金の交付を実施します。
						有効性	A	宅配ボックス設置者に補助金を交付することで普及促進を行い、二酸化炭素排出量実質ゼロの地域社会の実現に向け、低減されています。		
						効率性	A	最適な方法で実施しています。		
15	ゼロカーボンシティ推進事業（新規事業）	環境政策課	原料価格高騰に起因した電気・ガス等エネルギー価格の高騰により一般家庭等の負担が増加していることを踏まえ、省エネ性能に優れた家電の購入を促進するため補助金を交付し、併せて、温暖化対策への関心を高め、温室効果ガス排出量の削減につなげる。	原料価格高騰に起因した電気・ガス等エネルギー価格の高騰により一般家庭等の負担が増加していることを踏まえ、省エネ性能に優れた家電の購入を促進するため補助金を交付する。	省エネ性能に優れた家電の購入を促進するため補助金の交付を実施しました。	妥当性	A	原料価格高騰に起因した電気・ガス等エネルギー価格の高騰により一般家庭等の負担が増加していることを踏まえ、実施する必要があります。	完了	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、令和5年度単年度事業です。
						有効性	A	省エネ家電設置者に補助金を交付することで普及の促進を行い、原料価格高騰に起因した電気・ガス等エネルギー価格の高騰による一般家庭等の負担が低減されています。		
						効率性	A	最適な方法で実施しています。		

# 令和6年度事務事業評価シート（令和5年度実施事業） 環境部（環境経済部）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和5年度			令和6年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
16	廃棄物対策事業	廃棄物対策課	専門的知識の向上、情報の共有により、効率的かつ円滑に業務を実施する。また、ごみ処理対策委員の意見や助言を得て、効率的かつ円滑に業務を実施する。	ごみ処理施策に関する諮問事項を審議するごみ処理対策委員会を開催する。全国都市清掃会議及び千葉県環境衛生促進協議会が主催する各種研修会に参加し、法令改正や他市町村の廃棄物行政の情報提供を受ける。不法投棄の迅速な撤去を行うとともに、不法投棄対策として看板の作製、設置を行う。	一般廃棄物処理基本計画の進行管理(施策の点検・評価・見直し)に関して、ごみ処理対策委員会の委員から様々な意見をいただくことができました。全国都市清掃会議及び千葉県環境衛生促進協議会が主催する各種研修会については、リモート研修会や意見交換会、施設見学に参加し、ごみ処理行政の課題や今後の施策に関する知見を得ることができました。市民や事業所からの通報を受け、不法投棄物の回収、撤去を行うとともに、不法投棄対策として禁止看板の作製、設置を行い、公衆衛生を維持できました。	妥当性	A	一般廃棄物の処理に関する事務は、自治事務として定められており、職員の専門知識の習得や他市町村の情報収集は不可欠です。また、ごみ処理対策委員会については、各自治体により廃棄物の事情や方針が異なり、本市にとって最善の施策を検討するためには諮問等は必要です。	一部改善	廃棄物処理行政の執行に必要な職員の専門知識や先進自治体の情報を得るため、研修会等に参加し、職員を育成します。一般廃棄物処理基本計画の終期に向け、現計画の評価及び新たな計画の策定準備をごみ処理対策委員会の開催と共に進めていきます。千葉県環境衛生促進協議会第3支部会の支部長として、研修会を開催します。また、不法投棄禁止看板の作製、設置とあわせ、警察と連携した対応を行い、不法投棄防止のさらなる強化を行います。
					有効性	A	研修会等による職員の専門知識の習得や他市町村の情報収集により効率的かつ円滑に廃棄物処理業務を行うことができています。			
					効率性	B	必要最低限のコストで、最適な方法により実施していますが、不法投棄が繰り返し発生している箇所が見受けられることから、未然防止につながる対策についてコスト面を踏まえて考えていく必要があります。			
17	ごみ減量化・リサイクル推進事業	廃棄物対策課	循環型社会の構築に向け、3R啓発事業等を実施し、ごみの減量、リサイクルを推進する。	ごみの減量、リサイクルを推進するため、家庭系ごみ処理手数料制度や産業まつり等における啓発事業を行う。再資源化物集団回収事業実施団体等に対して助成を行う。	産業まつりにおける食材使いきり料理の紹介や、フードドライブの実施を通して、食品ロスの削減の啓発を行いました。株式会社ジモティーと協定を締結し、市内におけるリユース活動を推進しました。市政だよりや市ホームページを活用して、雑がみの資源化の意識啓発を行いました。小学校での授業やごみを減らそう講習会を開催し、ごみの分別や家庭でできるごみの減量・リサイクルを学習する場を設けました。	妥当性	A	国が推進する廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用を通じ、環境負担の少ない循環型社会を構築するには、当事業は必要不可欠です。	一部改善	家庭系ごみ処理手数料制度や市民に対するリサイクルへの意識啓発を通して、1人1日当たりのごみ排出量の削減を行っていきます。フードドライブや食材使いきり料理の紹介等を通して、食品ロス削減の意識啓発を行います。市民と協働した新たな取組を実施し、循環型社会の形成を促進します。
					有効性	B	家庭系ごみ排出量は概ね減少傾向にあり、成果は少しずつ上がっているものと考えています。また、市民のリサイクルに対する意識が活発になることで、行政へのニーズも増大するものと考えられることから、当事業についても更なる拡充が必要です。			
					効率性	B	循環型社会の構築に向けた各施策の拡充により、市の費用負担は増大しますが、家庭系ごみ処理手数料制度や民間事業者等によるリサイクル事業を活用することにより、行政によるごみ処理経費やリサイクル費用の負担が軽減され、それに伴い市民の再資源化への意識がさらに向上すれば、将来的にトータルコストは削減される可能性があります。			

# 令和6年度事務事業評価シート（令和5年度実施事業） 環境部（環境経済部）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和5年度			令和6年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
18	次期ごみ処理施設整備事業	廃棄物対策課	次期ごみ処理施設等の整備を行い、市民が安心・安全に生活できる。	将来にわたって安定的なごみ処理を実現するための施設整備を行う。また、次期ごみ処理施設等用地の維持管理を行う。	次期ごみ処理施設に関する、あらゆる可能性の検討を進めました。ごみ処理の広域化の可能性を検討するため、相手方として可能性のある自治体と情報交換を進めてきました。用地については、次期ごみ処理施設の建設等の際に必要な土壌等の調査を開始しました。	妥当性	A	現行ごみ処理施設の老朽化に伴い、一般廃棄物の処理等のため、新たなごみ処理施設の整備が必要不可欠です。	一部改善	次期ごみ処理施設に関する、あらゆる可能性の検討を進め、広域化の実現の可能性も見極めたうえで、整備手法の総合評価を行います。引き続き、施設建設等に必要となる、土壌等の更なる調査を実施し、土壌汚染対策法上、必要となる手続きを実施します。
					ごみ処理施設の広域化の可能性を検討するため、相手方として可能性のある自治体と情報交換を進めてきました。用地については、次期ごみ処理施設の建設等の際に必要な土壌等の調査を開始しました。	有効性	B	次期ごみ処理施設のあらゆる可能性の検討に伴い、現施設整備計画を保留したため、新施設の稼働が遅れています。		
					ごみ処理施設の広域化の可能性を検討するため、相手方として可能性のある自治体と情報交換を進めてきました。用地については、次期ごみ処理施設の建設等の際に必要な土壌等の調査を開始しました。	効率性	A	次期ごみ処理施設のあらゆる可能性の検討として、絞り込んだ3つの想定パターンの実現可能性の精査を進めました。		
19	ごみ処理施設周辺対策事業	廃棄物対策課	次期ごみ処理施設等用地周辺及び現クリーンセンター周辺地域の環境整備を行う。	次期ごみ処理施設等用地周辺地域からの要望に応えるとともに、現クリーンセンター周辺地域との協議を行う。	ごみ処理施設の操業及び整備について、関係区、自治会に対し、説明会等を開催し、丁寧な説明を行いました。	妥当性	A	新たなごみ処理施設の整備には、関係自治会等との協議が不可欠です。	一部改善	ごみ処理施設の操業及び整備にあたっては、関係区、自治会のご理解を得ることが重要であることから、引き続き、丁寧な説明を行います。併せて、地域における環境整備についても、協議を行ってまいります。
					次期ごみ処理施設等用地周辺地域からの要望に応えるとともに、現クリーンセンター周辺地域との協議を行う。	有効性	B	次期ごみ処理施設等用地周辺地域の環境整備を進めることができました。		
					次期ごみ処理施設等用地周辺地域からの要望に応えるとともに、現クリーンセンター周辺地域との協議を行いました。	効率性	A	今年度は、交付申請をしませんでしたが、今後、国の交付金を有効に活用し、次期ごみ処理施設等用地周辺地域の環境整備を進めます。		
20	クリーンセンター管理運営事業	クリーンセンター	適切な運転管理及び施設維持管理業務により、ごみを適正に処理するとともに、周辺環境への影響を防止することができる。	ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の適正な維持管理と周辺環境への影響防止のため、施設の運転管理及び保守点検・整備を行う。	施設の保守点検及び整備修繕を実施したことにより、安定した施設運転ができました。また、測定では規制基準を満たすことができ、周辺環境への影響を防止することができました。	妥当性	A	廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、一般廃棄物の処理については市町村の責務となっているため、必要な事業です。	現行どおり	設備機器の突発的な故障への対応を速やかに行い、安定的な施設運営を行います。
					ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の適正な維持管理と周辺環境への影響防止のため、施設の運転管理及び保守点検・整備を行う。	有効性	A	施設設備の保守点検等が計画的に実施されており、施設の安定的な運転管理がされています。		
					ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の適正な維持管理と周辺環境への影響防止のため、施設の運転管理及び保守点検・整備を行う。	効率性	A	施設の経過年数等を考慮すると、本来であれば基幹改修工事を行う必要がありますが、必要最低限の修繕を実施することにより、コスト削減を行っています。		

令和6年度事務事業評価シート（令和5年度実施事業） 環境部（環境経済部）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和5年度			令和6年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
21	廃棄物収集運搬処理処分事業	クリーンセンター	集積所回収をはじめとする廃棄物の収集運搬、中間処理、リサイクル、最終処分を適正に行うことにより、市民が清潔な環境で安心した生活を送ることができる。	集積所に排出される家庭系ごみの収集、クリーンセンターに直接搬入される粗大ごみや事業系一般廃棄物の処理などを行う。	市で発生したごみを11分別18品目に区分して収集運搬するとともに、リサイクルに配慮した適正な処理処分を行うことで市民が清潔な環境で安心した生活を送ることに貢献できました。	妥当性	A	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の二第1項（市町村の責務）により、必要な事業です。	現行どおり	市民が清潔な環境で安心した生活ができるよう、廃棄物の安定継続的な収集運搬、処理処分を行います。
						有効性	A	市で発生したごみを収集運搬し、適正に処理処分を行っています。		
						効率性	A	市で発生したごみについては、効率的に処理処分を行っています。		
22	ゴミゼロ運動事業	クリーンセンター	散乱する空き缶等の市内一斉清掃を行うことにより、ごみの散乱防止と自然環境及び街の美観が守られる。	年1回実施する事業であり、自治会を中心に市民協力のもと空き地に投げ捨てられた空き缶などの市内一斉清掃を行う。	市民と共同で作業を行うことにより、自然環境や街の美観が守られ、清掃活動に対する意識が向上しました。	妥当性	A	県が行うイベントに同調して行うものであり、必要な事業です。	現行どおり	年1回市内一斉清掃（ゴミゼロ運動）を行うため、より多くの市民の皆様に参加していただくよう広く周知し、実施します。
						有効性	A	市民の環境保全や清掃活動に対する意識を向上させる効果があります。		
						効率性	A	秋のゴミゼロ運動を廃止したことにより、コストの削減を行っています。		
23	不法投棄廃棄物処分事業	クリーンセンター	市内に不法に投棄された廃棄物を収集し、適正に処分することで市民の生活環境を保全することができる。	市内に不法投棄された廃棄物について回収し処分する。また、市で焼却等の処理ができな廃棄物については、廃棄物処理業者に処分を委託する。	不法投棄された廃棄物について迅速に回収したことで、市民の生活環境を保全することができました。また、処理が困難な廃棄物について業者に委託することで、廃棄物を適正に処分することができました。	妥当性	A	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の二第1項（市町村の責務）により、必要な事業です。	現行どおり	不法に投棄されたごみを迅速かつ適正に処分することで市民の生活環境を保全するため、不法投棄が発生した場合は、迅速かつ適正に処分を行います。
						有効性	A	市民からの要望に迅速に対応し、適正に処分を行っています。		
						効率性	A	市民からの要望に対しては、最適な方法で収集し、処分を行いました。		